

# Q & A

令和3年8月20日更新

申請等について	
個人事業主は対象となりますか？	対象となります。 従業員20人以下の会社や個人事業主も対象となります。
事業主が市外で、事業所（支社・支所・支店等）が市内の場合対象となりますか？	雇用調整助成金等の交付決定を受けた申請者が市外の事業主でも、市内にある事業所（支社・支所・支店等）を対象に国の交付決定を受けていれば奨励金の対象となります。 その場合、審査のため追加資料の提出を求める場合がありますので、申請前に下記までお問い合わせください。  <b>追加資料</b> <ul style="list-style-type: none"><li>雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金のいずれかの休業実績一覧表</li><li>糸島市内の事業所の社員名簿（任意様式）に「会社名、代表者名」「糸島市内事業所名」「糸島市内事業所住所」を記載し、押印したもの</li><li>事業所が糸島市内にあることが確認できる書類（例）営業許可書</li></ul> (問い合わせ) 糸島市役所商工観光課 商工労働係 電話番号：092-332-2080
国の一次支援金の支給を受けていますが、奨励金の対象となりますか？	対象となりません。 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金のいずれかの決定を受けている事業主が対象となります。
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金の支給を受けたが、市の雇用調整推進奨励金の対象となりますか？	対象となりません。 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金のいずれかの決定を受けている事業主が対象となります。

雇用調整助成金等は3つの助成金がありますが、該当すればそれぞれ給付されますか？	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金をそれぞれ受給した場合でも、給付は1事業主につき1回までです。
住所は同じで会社が異なる場合はそれぞれ対象となりますか？	国の雇用調整助成金等の支給が決定されていれば、それに応じて支給します。
国の雇用調整助成金の支給決定を受けた時点では糸島市に事業所がりましたが、市へ申請する時点では市外に事業所を移転した場合、対象となりますか？	対象となりません。 国の雇用調整助成金の支給決定を受けた時点、かつ、市の雇用調整推進奨励金を申請する時点で、糸島市に事業所がある者が対象となります。
雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金のいずれかの支給申請書の控えを紛失した場合、どうすればよいですか？	原則として、支給申請書の写しの提出が必要です。 ただし、支給申請書の控えがない場合は、支給申請書を複製して原本と相違ないことを記入し、押印したものを提出してください。
前回、市の雇用調整推進奨励金の交付を受けましたが、令和3年1月13日以降の期間で国の雇用調整助成金等の交付を受けました。市の雇用調整推進奨励金を再度申請できますか。	今回の対象となる要件を満たせば、申請できます。
(8月20日追加) 二つの対象期間をまたぐ国の雇用調整助成金等の支給決定通知書があります。二つの対象期間それぞれに対し申請し、計2回奨励金を受けられることができますか。	対象の要件を満たせば、1事業主あたり、それぞれの対象期間に対し1回限り、最大2回申請することが可能です。
<b>予算について</b>	
予算2,500万円とあるが、予算がなくなった後も申請を受け付けるのか？	予算額に達し次第、申請期限の令和3年12月28日を待たずに受付終了となります。 早めの申請手続きをお願いします。